

## 第二章 空家等の調査 (新設)

### (立入調査等)

- 第九條** 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、**第二十二條第一項**から第三項までの規定の施行に必要な限度において、**空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告せよ、又はその職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入り調査をせよ**ことができる。
- 3 市町村長は、前項の規定より当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等とその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定より空家等と認められる場所に立ち入りする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の情報は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十條** 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定されし利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているものうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、**空家等と工物等を設置している者**その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

### (空家等に関するデータベースの整備等)

- 第十一條** 市町村長は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業者が行つて販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下**の条、次及び第十五条**において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 空家等の適切な管理に係る措置 (新設)

### (所有者等による空家等の適切な管理の促進)

- 第十二條** 市町村長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- (適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)
- 第十三條** 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態であると認めるときは、当該状態であると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六條第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）と照し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがあると認めるときは、当該指導をした者に対し、縦断、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告を行うことができる。

### (空家等の管理に関する民法の特例)

- 第十四條** 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のためが必要であると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。
- 2 市町村長は、空家等（空地を除く。）につき、その適切な管理のために必要な措置を講ずるため、地籍簿等に対し、基本指針（第六條第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）と照し、当該管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のためが必要であると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

## 第四章 空家等の活用に係る措置 (新設)

### (空家等及び空家等の跡地の活用等)

- 第十五條** 市町村長は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業者が行つて販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

### (空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

- 第十六條** 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七條第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。
- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (建築基準法の特例)

- 第十七條** 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七條第十二項（同條第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同條第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と「適合するものである」とあるものを又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百一十号）第七條第十二項（同條第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同條第一項に規定する空家等対策計画に定められた同條第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物とする。
- 2 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七條第十二項（同條第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同條第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八條第一項から第十三項までの規定の適用については、同條第一項から第十三項までの規定の適用については「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が」と、「認め、」とあるのは「認め、許可し得る場合」と、同條第十二項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百一十号）第七條第十二項において準用する場合を含む。」の規定により公表された同條第一項に規定する空家等対策計画に定められた同條第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合するに認めて許可した場合その他公益上やむを得ない、同條第二項から第十三項までの規定の適用については、同條第十二項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

### (空家等の活用の促進についての配慮)

- 第十八條** 都道府県知事は、第七條第十二項（同條第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四條第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二條第一項ただし書又は第四十三條第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七條第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農用地（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定により許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

### (地方住宅供給公社の業務の特例)

- 第十九條** 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のためを行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。
- 2 前項の規定より地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九條の規定の適用については、同條第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百一十号）第十九條第一項に規定する業務」とする。

### (独立行政法人都市再生機構の行つた業務)

- 第二十條** 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一條第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るための必要な調査、調査及び技術の提供の業務を行うことができる。

### (独立行政法人住宅金融支援機構の行つた業務)

- 第二十一條** 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三條第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三條第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

### (立入調査等)

- 第九條** 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、**第十四條第一項**から第三項までの規定の施行に必要な限度において、**当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入り調査をせよ**ることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定より当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等とその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定より空家等と認められる場所に立ち入りする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の情報は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十條** 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定されし利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているものうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

### (空家等に関するデータベースの整備等)

- 第十一條** 市町村長は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業者が行つて販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下**第十三条**までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (所有者等による空家等の適切な管理の促進)

- 第十二條** 市町村長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- (新設)

### (新設)

### (空家等及び空家等の跡地の活用等)

- 第十三條** 市町村長は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業者が行つて販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- (新設)

### (新設)

### (新設)

### (新設)

### (新設)

### (新設)